熊本県情報公開審査会答申の概要 (平成28年3月28日付け答申第120号)

1 事案の概要

H25.11.18 異議申立人

情報公開条例(以下「条例」)に基づき、知事(以下「実施機関」)に対し、次の文書を開示請求(以下「本件開示請求」)。

水俣病認定申請棄却処分取消等請求控訴事件(訴訟)に関する平成22年10月14日の福岡高裁での第11回口頭弁論は、被控訴人側の主尋問が行われた。国立水俣病総合研究センターの中村政明・臨床部総合臨床室長(中村証人)は「意見書の原案は環境省の担当の方が作成し、それを私が何回か修正して完成させた」と証言した。

熊本県は、なぜこの原案を当事者でもない環境省に作成させたのか。 そのわけが知りたい。

に至る経緯の議事録。

なぜ中村室長でなければならなかったのか。そこが知りたい。 に至る経緯の議事録。

H25.12.27 実施機関

本件開示請求について、保有する行政文書について対象文書の有無を検討し、本件開示請求に係る行政文書については、作成又は取得していないという理由から、不存在による不開示決定(以下「本件不開示決定」)。

H26.2.27 異議申立人

本件不開示決定を不服として、異議申立て。

H26.3.27 実施機関

情報公開審査会に諮問(諮問第160号)。

2 当事者の主張の趣旨

(1)異議申立人

- ・本件不開示決定を取り消すことを求める。
- ・本件訴訟の当事者は熊本県であることから、県は、本件請求資料・議事録は作成しているべきであり、作成したはずであると考える。
- ・実施機関が審査会に提出した理由説明書は、県の無責任な姿勢を示すものとなり、 異議申立人は、当該処分を受け入れることができないのである。
- ・実施機関が当審査会に提出した理由説明書は虚偽の説明となることから、異議申立 人は、本件開示請求の対象となる資料は存在し、議事録も当然作成されていたものと 考えるのである。

(2)実施機関

・水俣病認定業務は国(環境省)所管の法定受託事務であり、当該業務に係る訴訟に おける医学的説明に関する事柄については環境省が対応したことから、本件開示請求 の対象となる資料は熊本県には存在せず、議事録も作成していないため、不開示と決 定した。

3 書査会の判断

(1)結論

実施機関が行った本件不開示決定は、妥当である。

(2)理由

本件訴訟については、法務大臣権限法の規定に基づき、県が、法務大臣に対して訴訟の実施を請求し、国と役割を分担しながら対応している状況において、本件開示請求に係る意見書の作成については環境省がその役割を担当し、証人の選定についても、環境省が主体的に対応したため、本件請求文書は存在しないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、他にその存在をうかがわせる特段の事情も認められない。

(3)付帯意見

実施機関は、不存在による不開示決定を行う場合、その理由を提示しなければならないが、この理由の提示については、開示請求者が不存在の理由を明確に認識しうるものであることが必要であると解されており、不開示情報の内容が明らかにならない限度において具体的に示さなければならない。

しかし、本件不開示決定通知書に記載された内容を見分する限り、その内容は、 開示請求者が、実施機関が開示請求に係る行政文書を保有していない理由について、 明確に認識しうるものとはいい難い。

今後、実施機関においては、情報公開制度の趣旨を踏まえ、不開示決定に係る理由付記の重要性を十分に認識し、適切な説明が行われることを強く望むものである。

諮問実施機関:熊本県知事

諮問日: 平成26年3月27日(諮問第160号)答申日: 平成28年3月28日(答申第120号)

事案名 : 水俣病関係訴訟における「意見書原案」作成に係る「議事録」等の

不開示決定(不存在)に関する件

答 申

第1 審査会の結論

熊本県知事(以下「実施機関」という。)が、水俣病関係訴訟(以下「本件訴訟」という。)における「意見書原案」の作成に係る「議事録」等について、平成25年12月27日に行った不存在による不開示決定は、妥当である。

第2 諮問に至る経過

1 平成25年11月18日、異議申立人は、熊本県情報公開条例(平成1 2年熊本県条例第65号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、 実施機関に対し、次の行政文書の開示請求(以下「本件開示請求」という。) を行った。

水俣病認定申請棄却処分取消等請求控訴事件(訴訟)に関する平成22年10月14日の福岡高裁での第11回口頭弁論は、被控訴人側の主尋問が行われた。国立水俣病総合研究センターの中村政明・臨床部総合臨床室長(中村証人)は「意見書の原案は環境省の担当の方が作成し、それを私が何回か修正して完成させた」と証言した。

熊本県は、なぜこの原案を当事者でもない環境省に作成させたのか。 そのわけが知りたい。(以下「本件開示請求1」という。)

に至る経緯の議事録。(以下「本件開示請求2」という。) なぜ中村室長でなければならなかったのか。そこが知りたい。(以下「本件開示請求3」という。)

に至る経緯の議事録。(以下「本件開示請求4」という。)

- 2 平成25年12月27日、実施機関は、保有する行政文書について対象 文書の有無を検討し、本件開示請求に係る行政文書については、作成又は取 得していないという理由から、不存在による不開示決定(以下「本件不開示 決定」という。)を行った。
- 3 平成26年2月27日、異議申立人は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき、実施機関に対して本件不開示決定を不服とする異議申立てを行った。
- 4 平成26年3月27日、実施機関は、この異議申立てに対する決定を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第3 異議申立人の主張

- 1 異議申立ての趣旨 本件不開示決定を取り消すことを求める。
- 2 異議申立ての理由 異議申立ての理由は、異議申立書等によれば、おおむね以下のとおりである。
- (1)本件訴訟の当事者は熊本県であることから、県は、本件請求資料・議事録は作成しているべきであり、作成したはずであると考える。
- (2)意見書及び上告受理申立理由書は、医学的根拠に欠けた主張をしたもので、それは蒲島知事らが 氏の人権侵害を意図していたことから、 異議申立人は蒲島知事らの責任を追及することを目的に、本件開示請求 をしたものであった。

それを、本件開示請求の対象となるものについては、「資料は熊本県には存在せず、議事録も作成していない」としたことに、異議申立人は 氏のことを考えると、この理由では納得できないのである。

仮に、実施機関が、上記の理由で当該処分とするのであれば、当該意見書等に「農家」と記載した根拠資料を、 氏及び異議申立人に開示すべきである。

- (3) 実施機関は、本件不開示決定通知書において謝罪の意を示すべきであったところを、本件開示請求に対して「不開示」という無責任な姿勢を示したのである。熊本県のこの姿勢こそが、長い年月にわたって 氏を放置してきた最大の要因であったのだ。
- (4) 異議申立人が、環境省に対して行った開示請求の不開示決定に関する 答申書の内容からして、異議申立人は、実施機関が審査会に提出した理 由説明書をとても信じることができないのである。
- (5)実施機関が審査会に提出した理由説明書は、県の無責任な姿勢を示す ものとなり、異議申立人は、当該処分を受け入れることができないので ある。
- (6)実施機関が当審査会に提出した理由説明書は虚偽の説明となることから、異議申立人は、本件開示請求の対象となる資料は存在し、議事録も 当然作成されていたものと考えるのである。
- (7) 実施機関が不開示と決定したことには理由がないことから、この判断は「不当」であり、異議申立人は、当該処分を取消すこととしたい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関からの理由説明書での説明内容は、以下のとおりである。

水俣病認定業務は国(環境省)所管の法定受託事務であり、当該業務に 係る訴訟における医学的説明に関する事柄については環境省が対応したこ とから、本件開示請求の対象となる資料は熊本県には存在せず、議事録も 作成していないため、不開示と決定した。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、 本件不開示決定の妥当性について、調査、審議した結果、以下のように 判断する。

- 1 行政文書の特定について
- (1) 開示請求に対する決定を行う場合、実施機関においては、まず、当該開示請求に係る行政文書を特定しなければならないが、本件開示請求1及び3については、実施機関に対する質問のような記載内容であり、当該請求に係る行政文書の特定が困難であるとも考えられる。
- (2)このため、当審査会において、本件開示請求に係る行政文書として どのような文書を特定した上で不存在としたのかについて、実施機関 に説明を求めたところ、本件開示請求2及び4に、それぞれ本件開示 請求1及び3に至る経緯の「議事録」と記載されていたため、「本件 開示請求1及び3に係る内容が記載された議事録及びそれに類する文 書」(以下「本件行政文書」という。)を本件開示請求に係る行政文 書として特定したということであり、当該実施機関の説明に特段、不 自然、不合理な点はない。
- (3)よって、実施機関が、本件開示請求に係る行政文書として、本件行政文書を特定したことは、妥当である。
- 2 本件行政文書の不存在について
- (1)実施機関は、本件行政文書が不存在である理由について、上記第4 のとおり説明しているため、当審査会において、水俣病認定業務にお ける国と県の役割がどのようになっているのかについて、実施機関に 説明を求めたところ、次のとおりであった。

水俣病認定業務は法定受託事務であり、争訟の結果は当該業務の 根拠法令若しくはその解釈又は国の施策等、国の利害に影響を及ぼ すことから、「国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権 限等に関する法律」(昭和22年法律第194号。以下「法務大臣 権限法」という。)第7条に基づいて、法務大臣に訴訟の実施を請 求している。

国の訴訟指揮のもと、水俣病の医学的知見や公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)や制度に関する部分は主に環境省が担当し、実務的な審査の内容などについては、主に県が担当している。

本件開示請求に係る意見書の作成については、環境省が担当して

いる。

- (2) 当審査会としては、本件開示請求1及び2に関し、本件訴訟における国と県の役割分担が記載された文書が存在すれば、本件行政文書に該当するのではないかと考えたことから、このことについて、実施機関に説明を求めたところ、水俣病関係訴訟における国と県の役割分担については、各訴訟の内容や状況に応じて、その都度協議のうえ決定しており、役割分担の整理に係る文書は作成又は取得していないということであった。
- (3)また、本件開示請求3及び4に関し、本件訴訟に係る証人選定の理由について説明を求めたところ、証人選定については、国の訴訟指揮のもと、環境省が主体的に対応したものであり、県はそれに従って証人として採用したということであった。
- (4) 当審査会としては、証人選定は訴訟における重要な事項であることから、県内部においても議論が行われ、当該議論の内容を記録した行政文書が存在するのではないかと考え、このことについて実施機関に説明を求めたところ、当時議論はあったと考えられるが、記録は残っていないということであった。
- (5) さらに、証人選定に係る国からの提案文書や決裁文書等が存在するとすれば、本件行政文書に該当するのではないかと考えたことから、 実施機関に説明を求めたところ、次のとおりであった。

証人選定については、裁判所に提出する段階で初めて書面化するというのが、これまでの事務手続である。まず、口頭でのやり取りを行い、情報が集約された段階で、証拠申出書あるいは意見書という形で県が決裁を行うという手続になっており、証人選定に係る国からの提案文書は存在しない。

なお、証人選定に関する県としての意思決定は、証拠申出書の提出に際し、熊本県庁処務規程(昭和36年9月1日訓令甲第29号)に基づき、環境生活部長までの決裁手続により行っているが、選定理由を記載した文書は作成していない。

証人選定については、国の訴訟指揮のもと、環境省が対応し、県はそれに従って採用したものであるため、特に選定理由は記載しなかったものと考えられる。

- (6)上記のように、当審査会としては、本件行政文書として考えられる ものの存否について、実施機関に対し説明を求めたところであるが、 いずれも存在しないということであった。
- (7)本件訴訟については、法務大臣権限法の規定に基づき、県が、法務 大臣に対して訴訟の実施を請求し、国と役割を分担しながら対応して いる状況において、本件開示請求に係る意見書の作成については環境

省がその役割を担当し、証人の選定についても、環境省が主体的に対応したため、本件行政文書は存在しないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、他にその存在をうかがわせる特段の事情も認められない。

(8)よって、実施機関が本件開示請求に対して行った、不存在による不 開示決定は妥当である。

3 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 付帯意見

実施機関は、不存在による不開示決定を行う場合、その理由を提示しなければならないが、この理由の提示については、開示請求者が不存在の理由を明確に認識しうるものであることが必要であると解されており、不開示情報の内容が明らかにならない限度において具体的に示さなければならない。

しかし、本件不開示決定通知書に記載された内容を見分する限り、その内容は、開示請求者が、実施機関が開示請求に係る行政文書を保有していない理由について、明確に認識しうるものとはいい難い。

当審査会としては、上記のとおり本件不開示決定の妥当性を判断したところではあるが、本件不開示決定に係る理由付記については、本件訴訟における国と県の役割について、法的根拠も含めて説明を加えるべきであったと考える。

今後、実施機関においては、情報公開制度の趣旨を踏まえ、不開示決 定に係る理由付記の重要性を十分に認識し、適切な説明が行われること を強く望むものである。

能本県情報公開審杳会

会長鹿瀬島正剛会長職務代理者原島良成委員石井麻衣子委員立石邦子委員井寺美穂

審査の経過

	年 月	日	審査の経過
平成 2	6年	3月27日	・諮問(第160号)
平成 2	6年	6月24日	・実施機関から不開示決定理由説明書を受理
平成 2	6年	8月28日	・異議申立人から意見書を受理
平成 2	7年1	0月21日	• 審議
平成 2	7年1	1月25日	・審議
平成 2	7年1	2月25日	・実施機関からの説明聴取及び審議
平成 2	8年	1月20日	・審議
平成 2	8年	2月17日	・審議
平成 2	8年	3月11日	・審議